

連続講演会

『改正債権法を考える』

民法のうち債権関係の分野について、明治の立法以来120年ぶりに全面的に見直すべく「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が昨年5月に成立しました。しかし、改正法の趣旨、法律実務に対する影響、将来の展望には、まだまだ不透明な点が残されています。

そこで立法過程においてとりわけ激しい議論の応酬のあった三つの分野について、その権威である諸氏をお招きし、新たな債権法の将来を語っていただくことにいたしました。

この連続講演会が、皆様にとって、改正債権法について知見を深め、ともに議論する場となれば幸いです。

日時：2018年7月14日（土）10:00～17:00

場所：同志社大学 今出川キャンパス 良心館1階 RY107教室

プログラム：

9:30 受付開始

10:00 開会挨拶

10:10～11:40 第1セッション **「民法総則の改正 錯誤を中心に」**

講師：佐久間 毅 氏（同志社大学大学院司法研究科教授）

13:30～15:00 第2セッション **「債権者代位権と詐害行為取消権」**

講師：高須 順一 氏（法政大学大学院法務研究科教授）

15:15～16:45 第3セッション **「定型約款について」**

講師：山下 友信 氏（同志社大学大学院司法研究科教授）

16:45～17:00 クロージング

参加費：

・同志社大学在学学生・寒梅会会員・同志社法曹会会員 無料

・上記以外の方 3,000円

* 1セッションもしくは2セッションのみの受講の場合も同額です。

* 当日会場にてお支払ください。

定員：350名（定員になり次第、締め切る場合があります）

参加申込：

同志社大学HPイベントカレンダーより申し込みください。

申込URL：<http://www.doshisha.ac.jp/event/2018/0607/event-detail-3007.html>



主催 同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）

同志社大学大学院司法研究科アラムナイ・アソシエーション寒梅会

同志社法曹会